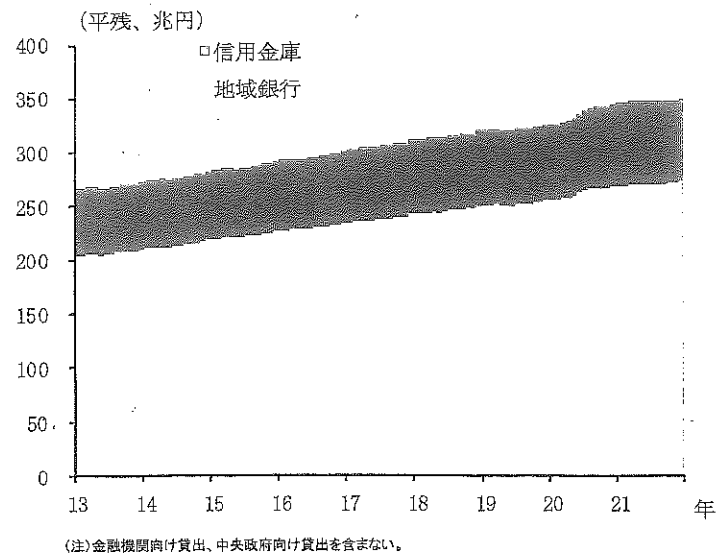
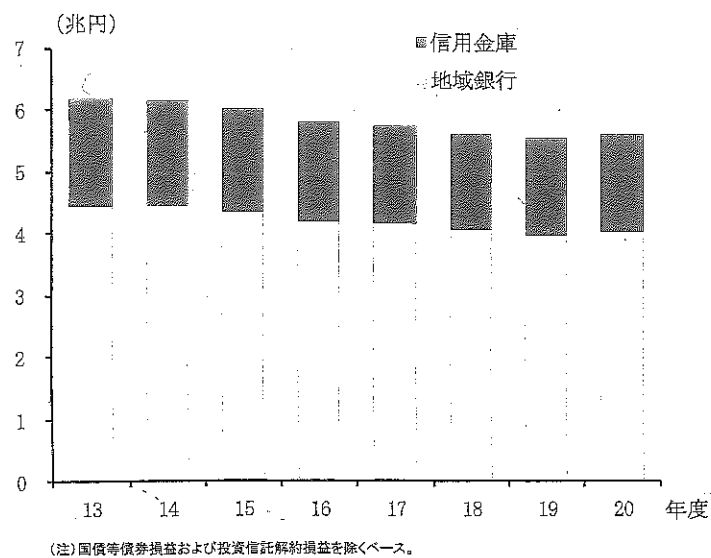


貸出残高の推移



業務粗利益の推移



保有国債（国庫短期証券を含む）の簿価・時価・評価損益

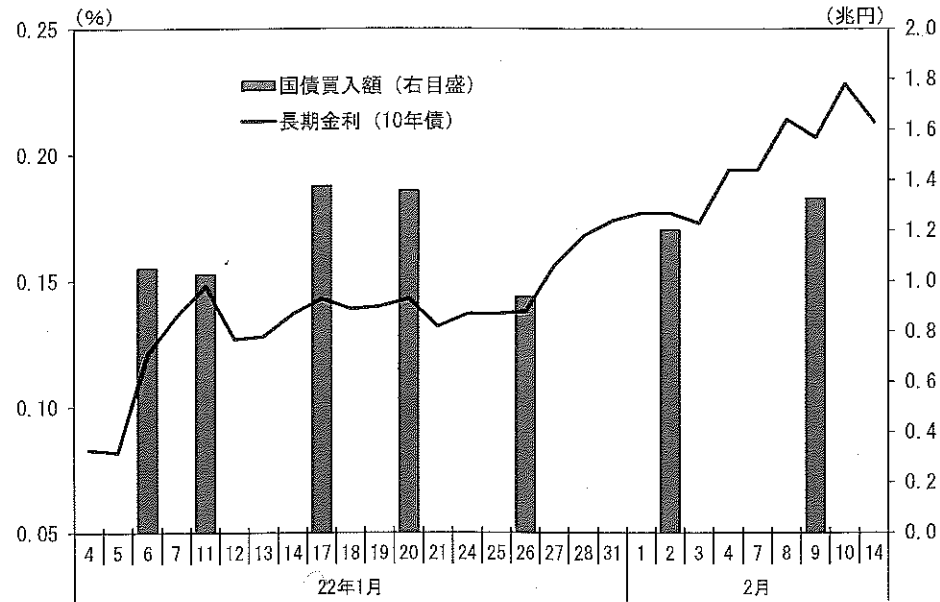
(単位：兆円)

	簿価	時価	評価損益
2013 年度末	198.3	201.0	+2.7
2014 年度末	269.7	274.6	+4.8
2015 年度末	349.1	364.4	+15.2
2016 年度末	417.7	427.3	+9.6
2017 年度末	448.3	459.0	+10.7
2018 年度末	469.9	485.9	+16.0
2019 年度末	485.9	499.3	+13.4
2020 年度末	532.1	541.5	+9.4
2021 年度 上半期末	528.0	537.9	+9.8

出典：日本銀行作成資料

令和4年2月16日（水）衆議院 予算委員会第一分科会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

長期金利と日本銀行の国債買入額



(注1) 国債買入額はオファー日ベース。国庫短期証券を除く。

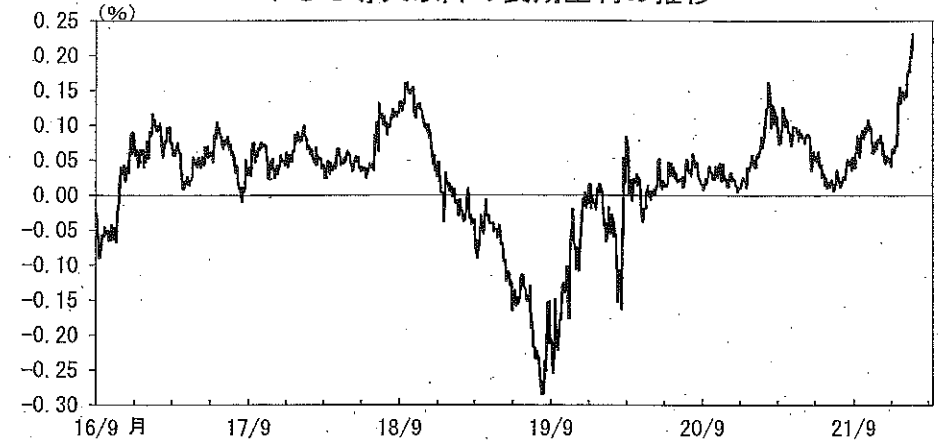
(注2) 2/14日に指値オペを実施（応札ゼロ）。

(出所) 日本銀行、Bloomberg

出典：日本銀行作成資料

令和4年2月16日（水）衆議院 予算委員会第一分科会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

YCC導入以降の長期金利の推移



2月入り後の長期金利

(%)							
2/1日	2/2日	2/3日	2/4日	2/7日	2/8日	2/9日	2/10日
0.18	0.18	0.18	0.20	0.20	0.22	0.21	0.23

過去の指値オペ（5年超10年以下ゾーン）

(%)	
オファー日	買入利回り
2017/2/3	0.11
2017/7/7	0.11
2018/2/2	0.11
2018/7/23	0.11
2018/7/27	0.10
2018/7/30	0.10
2022/2/14※	0.25

※公表日は2/10

(注) 過去の指値オペは、上記のほか、2016/11/17日に1年超3年以下、3年超5年以下で実施。

(出所) Bloomberg

手許一参

(参 考)

2021 年 9 月 22 日
日 本 銀 行

気候変動対応オペの概要

趣旨	・ 民間における気候変動対応を支援するため、わが国の気候変動対応に資する投融資の残高の範囲内で行う資金供給オペレーション
貸付対象先	・ 気候変動対応に資するための取り組みについて、TCFDの提言する4項目（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）および投融資の目標・実績を開示している金融機関
貸付期間	・ 原則1年（繰り返し利用することにより長期の資金調達を可能とする）
貸付利率等	・ 貸付利率は0% ・ 貸出促進付利制度上のカテゴリーⅢ（0%付利）を適用 ・ 補完当座預金制度上の「マクロ加算2倍措置」を適用
気候変動対応に資する投融資	① 国際原則・政府の指針に適合する投融資 —— 貸付対象先は、基準として用いた国際原則・政府の指針を開示する ② ①に準じる投融資 —— 独自の基準を定めている貸付対象先は、その内容を開示する
実施期間	・ 金融調節上の支障がない限り2031年3月31日まで
今後の予定	・ 本日から貸付対象先の公募を開始する ・ 初回のオペは12月下旬にオファーする予定（それ以降は、原則として年2回オペを実施）

2021 年 12 月 23 日
日 本 銀 行

気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの実施結果

1. 概要

貸付実施の通知日時	2021年12月23日 (午前9時30分)
貸付日	2021年12月24日
返済期日	2023年1月30日

2. 貸付予定総額

貸付予定総額	20,483億円
--------	----------

(参考) 対象投融資の残高^(注)

基準時点	2021年9月末
対象投融資の残高	24,761億円

(注) 今回の貸付にあたり、本オペの貸付対象先から報告された「わが国の気候変動対応に資する投融資残高」の合計。これが貸付限度額となる。

以 上

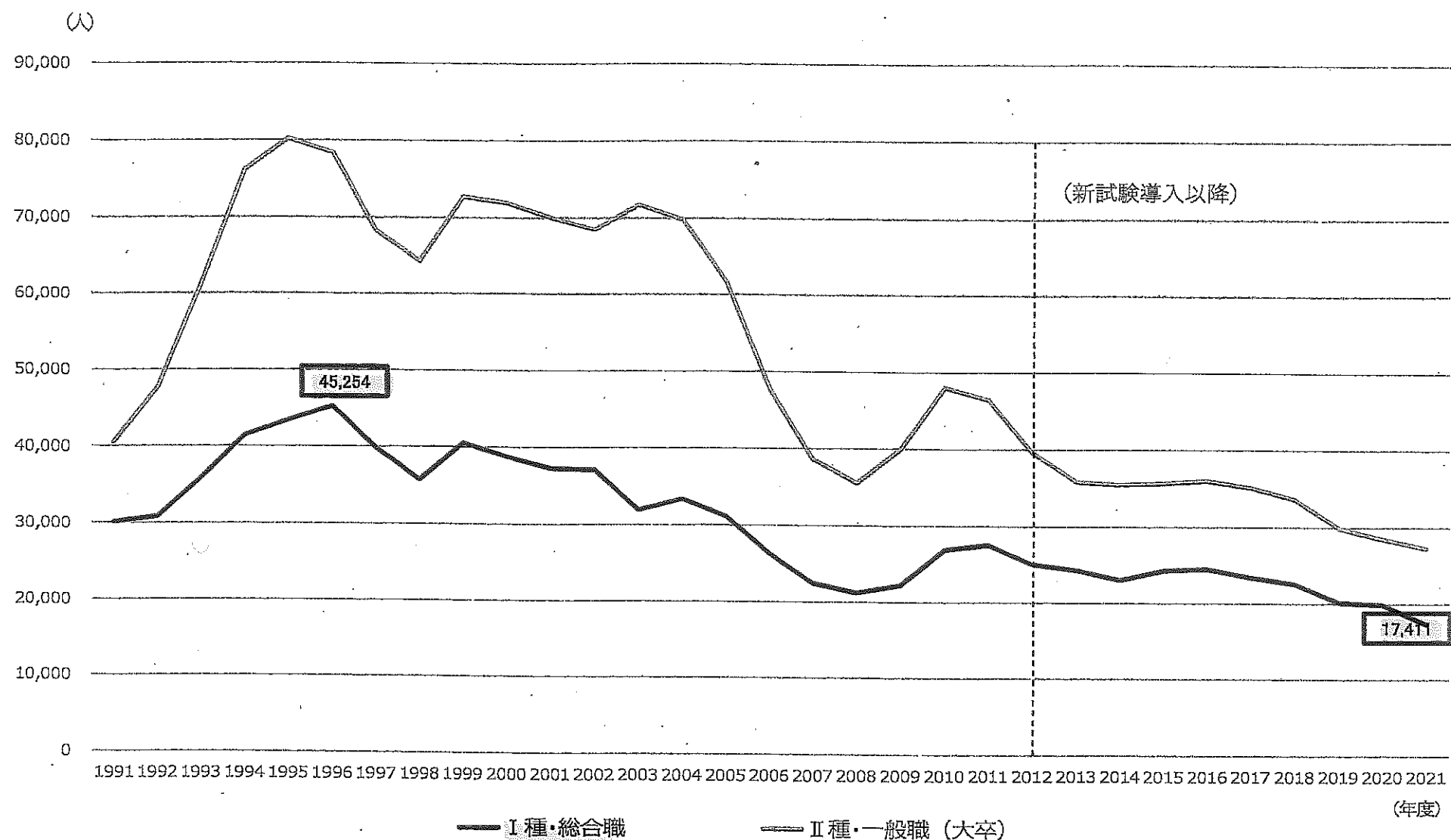
<本件に関する照会先>

日本銀行金融市場局市場調節課 03-3277-1272

出典：日本銀行作成資料

令和4年2月16日（水）衆議院 予算委員会第一分科会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

国家公務員採用試験申込者数の推移【1991年度以降】



【人事院年次報告書等より内閣人事局が作成】

出典：人事院年次報告書より内閣人事局作成資料

令和4年2月16日(水)衆議院 予算委員会第一分科会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

第4章 事実認定関係

第5章 評価

第6章 原因論

第7章
再発防止策

1. 合算問題

- H12の建設受注統計の開始時点から、遅れて提出された調査票の「受注高」を当月調査票の「受注高」に合算するよう、統計室から都道府県に指示。(P13イ)
- 合算した理由の係長供述。①過月分調査票を遡及的に組み込むことは実務上困難、②完全に除外すると、年間受注高が正しい数値を下回るため、合算した方が年間受注高が正確、③完全に除外すると、調査票裏面の個別工事内訳情報が活用できなくなる。(P15)

2. 二重計上問題

- H21年度からの推計方法の見直しの検討の結果、H25.4から、回収率の逆数乗じて推計する方法による欠測値補完を開始したが、この際合算処理を継続した結果、二重計上問題が発生。(P17ウ)
- 二重計上を認識しつつ、あえて大きな数字を公表する等の作為的な意図は認められなかった。時の政権のために本件二重計上を生じさせたことは確認できなかった。(P18-19)

3. 事後対応問題

- H31.1の一斉点検の際、係長が合算問題は調査項目ではないが、報告した方がよい旨を補佐、企画専門官に相談したが、報告されなかった。(P21)
- 室長はR1.6頃に合算を、遅くともR1.11頃には二重計上を認識。課長、局長級の政総審もR1.12に認識。その後、会計検査院や総務省に十分な説明を行わず、合算処理廃止はR3.4分から。(P23-31)
- この間R1.12分からは、政総審の了解を得、都道府県での合算をやめる指示を出し、課長判断で前月分合算に変更し、統計室でマシナテープを貼り合算していた。(P24-25)

- ①国民の利用の観点からみて統計の注記に記載するなど公表なしに行われていた点、
- ②調査票の書き換えによって収集された有用な情報の活用を損ねた点において、不適切。(P32ア)

- 過月分が本来提出されるべき月と、実際に提出された月で二重に加算されるため、年次の統計として過大推計。(P36ア)
- 各手続きの最終的な統計作成への影響を精査する役割の担当者が決まっておらず、形式的にも実質的にもいなかったことが過大推計を引き起こした理由(P36イ)
- R1.12分からの前月分合算は、まずは、総務省に報告し意見を確認した上で決定すべきと思われる。
- 会計検査対応で二重計上の明確な説明を避け、総務省報告もR2.10に合算処理の見直しが統計委評価部会から承認されたように装った。
- R3.6に改善した集計結果を公表の際、複数月合算や二重計上を明らかにしていない。
- 一斉点検で報告しなかったのは事なかれ主義の現れ。(P37-38)

- (●直接的原因 ◎間接的原因)
- 人的・物的余裕がなかったため、合算処理の是非を検討し、見直す機会もないまま継続された。
- ◎室長ら幹部が集計作業を現場任せにしていた分業意識。

- 集計実務を担当する係長・係員が気づきを得られなかった。
- ◎推計方法の見直し過程で、係長以下と、推計方法を検討していた補佐以上の間で十分な情報共有がなく、情報が分断。室長ら幹部が集計作業を現場任せにしていた分業意識も背景。また、係長以下の業務過多。(P39-40)
- 「隠ぺい工作」とまでいうかどうかはともかく、幹部職員において、責任追及を回避したいといった意識
- ◎管理職の短任期や統計室の業務過多により、管理職が自ら問題を解決せず先送りするインセンティブを有する構造的な問題
- ◎問題の発覚が現職職員の不利益となる構造ゆえに、問題を隠蔽し又は矮小化させるインセンティブを有する構造的な問題 (P40-41)

- ① 業務過多の解消

- ② 統計を統合的に理解する職員の配置

- ③ 職員の専門知識の習得

- ④ 専門家との相談体制の構築

- ⑤ 問題発見時の対応方法の明確化及び問題の発見と解決を奨励する風土の形成

このほかに、第1章概要等、第2章建設受注統計調査、第3章統計室、第8章追補、第9章終わりに(委員長及び委員長代理より)

2-②

出典：「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会報告書の概要」

令和4年1月 国土交通省 大臣官房（監察担当）より抜粋

令和4年2月16日（水）衆議院 予算委員会第一分科会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

第九条 政府は、職員の倫理の確立及び信賞必罰の徹底のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 人事評価について、次に定めるところにより行うものとする。

イ 国民の立場に立ち職務を遂行する態度その他の職業倫理を評価の基準として定めること。

ロ 業績評価に係る目標の設定は、所属する組織の目標を踏まえて行わなければならないものとする。

ハ 職員に対する評価結果の開示その他の職員の職務に対する主体的な取組を促すための措置を講ずること。

二 職務上知ることのできた秘密を漏らした場合その他の職務上の義務に違反した場合又は職務を怠った場合における懲戒処分について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置を講ずること。

三 国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）に基づく求償権について、適正かつ厳格な行使の徹底を図るための措置を講ずること。

出典：国家公務員制度改革基本法 条文 第九条 抜粋

7 基本法に基づくその他の措置

(1) 国家戦略スタッフ・政務スタッフ

国家戦略スタッフについては、内閣官房に「国家戦略局長」、「国家戦略官」、「内閣政務参事」及び「内閣政務調査官」を新設するとともに、内閣総理大臣補佐官を増員することとし、また、政務スタッフについては、各府省に「政務調査官」を新設することとする。

このため、「政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案」において、これらの措置を講ずることとしている。

(2) 政官接触に関する記録の作成、保存等

職員が国会議員と接触した場合における当該接触に関する記録の作成、保存等については、「政・官の在り方」（平成21年9月16日閣僚懇談会申合せ）の措置を着実に実施していくこととする。

また、行政過程に係る記録の作成、保存その他の管理については、関連する法律（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。平成23年4月1日施行）を含む。）に基づき、適切に行うこととする。

(3) 懲戒処分の適正かつ厳格な実施

懲戒処分の適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置については、各府省において、これまで公益通報処理ガイドラインの策定、懲戒処分実施手続の明確化等の体制整備、懲戒処分案件の公表等の透明性の確保等、様々な措置が講じられてきたところであり、今後においても、これまでに講じてきた措置を着実に実施し、懲戒処分の適正かつ厳格な実施の徹底を図ることとする。

(4) 求償権の適正かつ厳格な行使

国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づく求償権を適正かつ厳格に行わせるため、各府省において、国家賠償法の求償に係る規定について関係職員に周知するとともに、求償権の存否を判断する体制、手続等を明確にすることとする。なお、各府省における求償権の存否等の判断に当たって、必要がある場合には、法務省の「法律意見照会制度」を活用することとする。

出典：「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の「全体像」について」

平成23年4月5日 国家公務員制度改革推進本部決定 より抜粋

令和4年2月16日（水） 衆議院 予算委員会第一分科会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）